

【 国民福祉委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願36種類864件のうち、4種類32件を採択した。

〔法律案の審査〕

健康保険法等の一部を改正する法律案は、医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、高額療養費における自己負担限度額及び健康保険の保険料率の上限について見直しを行い、老人に係る一部負担金について、薬剤の一部負担金を廃止するとともに、定額の上限を設けた上で、定率一割負担制を導入する等の措置を講じようとするものである。

医療法等の一部を改正する法律案は、高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別の見直しを行い、医業等に関して広告できる事項を追加するとともに、医師については2年以上、歯科医師については1年以上の臨床研修を必修化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、以上の2法律案の審査を一括して行い、老人に係る一部負担金について定率制を導入することのはず、入院医療の提供体制の在り方、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化することに伴う問題点、高齢者医療制度等についての医療保険制度の抜本改革の進捗状況と政府の決意等の諸問題について質疑が行うとともに、参考人からの意見聴取を行った。討論の後、順次採決の結果、2法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。なお、2法律案に対し、15項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

11月7日、津島厚生大臣から第150回国会における委員会の開会に当たり、挨拶（所信に関する発言を含む）を聴取した。

11月9日、社会保障等に関する調査を行い、社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告書に対する評価と今後の政府の対応、障害者福祉施策の充実、クロイツフェルト・ヤコブ病及び代用心膜使用症例、ホームヘルパーの待遇改善、国民年金第三号被保険者の届出制度、ポリオの予防接種等の問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年11月7日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 社会保障等に関する調査を行うことを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）**
- 医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）**

以上両案について津島厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月9日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告書に対する評価と今後の政府の対応に関する件、障害者福祉施策の充実に関する件、クロイツフェルト・ヤコブ病及び代用心膜使用症例に関する件、ホームヘルパーの待遇改善に関する件、国民年金第三号被保険者の届出制度に関する件、ポリオの予防接種に関する件等について津島厚生大臣、福島厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について津島厚生大臣、福島厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月14日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について津島厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月16日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について津島厚生大臣、福島厚生政務次官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成12年11月21日（火）（第5回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について参考人日本医師会副会長糸氏英吉君、健康保険組合連合会常務理事対馬忠明君、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局次長花井圭子君、立命館大学産業社会学部客員教授篠崎次男君、社団法人全日本病院協会（四病院団体協議会所属）副会長・医療法人恵和会理事長西澤寛俊君、医事評論家水野肇君、九州大学大学院医療システム学分野教授信友浩一君、有料老人ホーム「グリーン東京」社長滝上宗次郎君及び特定医療法人健康会理事長・地域医療研究会代表世話人三上勝利君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月28日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について津島厚生大臣、福島厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について森内閣総理大臣、津島厚生大臣、伊藤通商産業政務次官、福島厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- (閣法第1号) 賛成会派 自保、公明、無会、二連
反対会派 民主、共産、社民
- (閣法第2号) 賛成会派 自保、公明、無会、二連
反対会派 民主、共産、社民

なお、両案について附帯決議を行った。

- 請願第204号外31件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外831件を審査した。
- 社会保障等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、高額療養費の見直し、健康保険の保険料率の上限の見直し等を行うとともに、老人に係る一部負担金における定率制の導入及び薬剤一部負担金の廃止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 健康保険法の一部改正

1 高額療養費の見直し

高額療養費の支給に関し必要な事項を政令で定めるに当たり考慮すべき事項として、療養に要した費用の額を加える。

2 保険料率の上限の見直し

一般保険料率と介護保険料率を合算した率に適用されている保険料率の上限について、介護保険料率を対象外とする。

3 その他

傷病手当金の見直し、育児休業期間中の事業主負担分の保険料の免除、標準報酬の下限の改定及び健康保険組合の財政の健全化を図るための所要の改正等の措置を講ずる。

第2 老人保健法の一部改正

1 一部負担の見直し

(1) 老人が保険医療機関等で医療を受ける際の一部負担金の額を、当該医療に要した費用の100分の10に相当する額とする。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等に支払った一部負担金の合計額が政令で定める額を超えた後は、一部負担金を

支払うことを要しない。

- (2) 定額負担制を選択した診療所における外来給付を受ける際の一部負担金の額は、1日につき800円とし、同一の月につき同一の診療所において4回の支払を限度とする。
- (3) 薬剤一部負担金を廃止する。

2 高額医療費の支給

同一世帯に属する複数の老人が入院した場合について、高額医療費を支給する。

第3 船員保険法の一部改正

船員保険法についても健康保険法に準じた所要の改正を行う。

第4 国民健康保険法の一部改正

高額療養費について健康保険法と同様の改正を行うほか、被保険者等が日本国外にあるときについても療養の給付等の対象に加える。また、病院又は診療所への入院によって他の市町村に転入した者について、転入前の市町村の国民健康保険の被保険者とする。

第5 施行期日その他附則事項

1 施行期日

この法律は、一部の事項を除いて、平成13年1月1日から施行する。

2 薬剤一部負担金の廃止

健康保険法等の薬剤一部負担金については、平成14年度までに、薬剤一部負担金を廃止するために必要な財源措置について検討を行った上で、廃止するものとする。

3 医療保険制度等の抜本改革

医療保険制度等については、平成12年度に講ぜられる措置に引き続き、この法律の施行後における医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済状況の変化等を勘案し、抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

4 介護保険料率の設定に関する特例

介護納付金について納付猶予を受けている保険者は、介護保険料の負担の平準化を図るため必要な介護保険料率を定めることができる。

5 関係法律の改正等

- (1) 国家公務員共済組合法その他共済組合各法について、健康保険法の改正に準じた改正を行う。
- (2) 老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律を廃止する。

【健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 抜本改革の重要な柱である老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成14年度に必ず実施すること。その際、制度の効率化に努めるとともに、年金制度、介護保険制度など関連する制度との整合性や連携等を図りつつ、

患者や国民の負担等を考慮して、低所得者対策を充実するなどの検討を総合的に進めるここと。また、生涯を通じた健康づくり、特に女性の生涯にわたる健康に関する政策の推進と老人医学・予防医学の研究を進め、健康寿命の延伸をめざすこと。

- 2 老人の上限付き定率1割負担制導入に当たっては、制度の運用及び定着状況等を把握し、平成14年度の抜本改革の際に再検討すること。さらに、支払いが困難な低所得者層の実態を把握し、十分な対策を講ずること。
- 3 高額療養費制度への上乗せ定率「1パーセント」負担制については、今後の家計に与える影響、医療費の動向、医療保険財政の推移等を見て、平成14年度の抜本改革の際に再検討すること。
- 4 診療報酬体系、薬価基準制度及び医療提供体制については、引き続き検討を進め、平成14年度までに所要の措置を講ずること。特に、老人医療及び慢性期医療については、包括・定額化を更に進めること。
- 5 医薬分業の推進のため、今後も所要の措置をとること。
- 6 医療保険制度運営の安定化と保険者機能の強化を図るために、保険集団の規模を適正化すること。また、レセプト点検の強化と体制整備、被保険者への情報提供の充実、健康づくりなどを進めるとともに、被保険者の立場に立った機能強化の在り方について検討すること。
- 7 医療費の不正請求を防止するため、審査及び指導監査の充実等医療費の適正化を図るために対策を強化すること。また、医療費の不正請求や指導監査に係る情報については、情報公開法に基づき国民に開示すること。
- 8 新たな病床区分に当たっては、その具体的な目的や効果を明確にするとともに、看護婦等の配置基準及び構造設備基準については、今回の措置の実施状況を踏まえ、今後更なる改善を検討し、医療の質の確保・向上に努めること。同時に、平均在院日数の短縮を実現するなど、社会的入院の解消に努めること。
- 9 精神病院の職員配置基準及び構造設備基準を可能な限り一般病床並みに引き上げるとともに、国際人権規約及び国連原則等の規定に従い、当事者の意見を聴いて処遇を改善すること。その際、診療報酬においても必要な措置を講ずること。
- 10 精神保健福祉施策を充実するために、障害保健福祉圏域や二次医療圏を視野に入れて医療計画を策定するとともに、新たな障害者プランの策定に取り組むなどの必要な措置を講ずること。その際、社会的入院に関する実態把握に努めつつ、適正な精神病床数への是正に取り組むとともに、各医療機関の情報公開や政策決定プロセスにおける当事者の参画の下、ノーマライゼーションの理念に基づき、今後の精神保健福祉施策を推進すること。
- 11 地域における小児医療の重要性にかんがみ、小児科専門医の確保に努めるとともに、小児救急医療の充実に向けた取組を強化すること。
- 12 カルテの開示については、環境整備の状況を見て法制化を検討するとともに、十分な医療情報の開示を行い、インフォームドコンセントの実が上がるよう努めること。なお、カルテについては、遺族の申請による開示も検討すること。
- 13 医療の質を確保し、患者の立場を尊重するために、各医療機関の情報公開を更に進めしていくとともに、医療機関等の第三者評価の内容等及び苦情解決機関の設置等について

充実を図ること。

- 14 医師及び歯科医師の臨床研修については、インフォームドコンセントなどの取組や人権教育を通じて医療倫理の確立を図るとともに、精神障害や感染症への理解を進め、更にプライマリーケアやべき地医療への理解を深めることなど全人的、総合的な制度へと充実すること。その際、臨床研修を効果的に進めるために指導体制の充実、研修医の身分の安定及び労働条件の向上に努めること。
- 15 医療制度の抜本改革を論議し、その推進を図る際に、国民がこの論議に参加できるよう、看護婦等の医療従事者の労働実態、病院経営に要する経費及び特定療養費等に係る患者負担の実態などの医療・保健の実態を示すデータ、高齢者とりわけ高齢女性を始めとする国民の所得、生活実態等負担能力を判断するために必要なデータなどについて、情報の収集及び公開を進めること。

右決議する。

医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直すとともに、医業等に関する広告できる事項を追加し、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 医療法の一部改正

1 病床の種別の見直し

精神病床、感染症病床及び結核病床以外の「その他の病床」を、長期療養のための「療養病床」と「一般病床」に区分し、それぞれの機能に相応しい基準を定める。

2 病院等の施設の基準

- (1) 病院が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設、暖房施設及び汚物処理施設については規制を廃止し、消毒施設及び洗濯施設については規制を緩和する。
- (2) 療養病床を有する診療所が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設及び暖房施設については、規制を廃止する。

3 適正な入院医療の確保

- (1) 都道府県知事は、病院等の人員の配置が基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、人員の増員又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (2) 都道府県知事等は、病院等の業務が法令等に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院等の開設者等に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

4 医療における情報の提供の推進

医業等に関する広告できる事項として、「診療録その他の診療に関する諸記録に係

る情報を提供することができる旨」及び「助産録に係る情報を提供することができる旨」を追加する。

第2 医師法及び歯科医師法の一部改正

1 医師の臨床研修の必修化

- (1) 診療に従事しようとする医師は、2年以上、臨床研修を受けなければならない。
- (2) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付する。
- (3) 医業をなす病院又は診療所の管理者は、(2)の登録を受けた医師とする。

2 歯科医師の臨床研修の必修化

- (1) 診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、臨床研修を受けなければならない。
- (2) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付する。
- (3) 歯科医業をなす病院又は診療所の管理者は、(2)の登録を受けた歯科医師とする。

第3 施行期日及び経過措置

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、医師の臨床研修の必修化については平成16年4月1日から、歯科医師の臨床研修の必修化については平成18年4月1日から施行する。
- 2 現行の「その他の病床」を有する病院等の開設者は、この法律の施行の日から2年6月以内に「療養病床」又は「一般病床」の種別ごとの病床数等の事項を届け出なければならないこととし、人員配置基準等について経過措置を定める。
- 3 平成16年4月1日において現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日において現に歯科医師免許を受けている者は、それぞれ医籍又は歯科医籍に登録を受けた者とみなす。

【附帯決議】

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件 名	先 議 院	提出 月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
1	健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	12. 9.22	12. 11. 6	12. 11.30 可決 附帶	12. 11.30 可決	12. 10. 3 厚生	12. 11. 1 可決	12. 11. 2 可決
			○12.11.6 参本会議趣旨説明 ○12.10.3 衆本会議趣旨説明						
2	医療法等の一部を改正する法律案	衆	9.22	11. 6	11.30 可決 附帶	11.30 可決	10. 3 厚生	11. 1 可決	11. 2 可決
			○12.11.6 参本会議趣旨説明 ○12.10.3 衆本会議趣旨説明						

(注) 附帶 附帶決議